

## 知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金（以下「補助金」という。）は、市内における犯罪抑止力の向上や、安心して安全なまちづくりの推進を図ることを目的とし、市内に自ら居住する住宅に防犯カメラを設置する者に対し、予算の範囲内において交付するものとし、その交付に関しては、知多市補助金等交付規則（平成4年知多市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 地域における犯罪の発生を抑制するため、屋外であって自ら居住する住宅に隣接する公共空間から容易に認識可能な位置に継続的に設置し、撮影範囲を自己の所有する家屋、資産等必要最小限に設定した撮影装置で、1日24時間連続して作動し、撮影した画像を記録する装置又は機能を有したものをいう。ただし、録画機能付きのドアホン等を除く。
- (2) 公共空間 道路、公園、広場その他の誰もが自由に利用又は通行できる空間をいう。
- (3) 画像データ 防犯カメラにより撮影された画像を保存したものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 自ら居住するために用いる市内の住宅（事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねる家屋を含む。）に居住する世帯主で住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定による住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 補助を受けようとする者が住宅の所有者でない場合は、所有者の同意を得ていること。
- (3) 市税等を滞納していないこと。

- (4) 愛知県暴力団排除条例（平成22年愛知県条例第34号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (5) 本人又は同一世帯に属する者が、同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていないこと。
- (6) 前各号までの要件を満たさないことが補助金の交付を受けた後に判明した場合は、補助金を返還することについて了承すること。

（補助対象経費）

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、過去に補助金を受けて防犯カメラを設置したことがない住宅に、防犯カメラを設置するための次に掲げる費用とする。

- (1) 防犯カメラの購入費（画像データを保存及び閲覧するためのスマートフォン及びタブレットの購入に係る費用は除く。）
- (2) 防犯カメラ用ケーブルの設置工事費
- (3) 防犯カメラ設置工事費（既存設備の撤去及び移設に要する費用は除く。）
- (4) 防犯カメラ設置の表示に係る費用

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費（消費税を含む。）の額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）以下とし、30,000円を限度とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、防犯カメラの設置に着手する前に、知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 設置する防犯カメラの概要が分かる書類（カタログ等）
- (2) 補助対象経費がわかる見積書の写し
- (3) 防犯カメラの設置場所の現況写真及び見取図
- (4) 防犯カメラの適正運用に関する誓約書（第2号様式）
- (5) 市税等公簿閲覧承諾書（第3号様式）
- (6) 防犯カメラの設置に係る住宅所有者の同意書（所有者本人が申請する場合は

不要)

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(申請の受付等)

第7条 市長は、申請の受付を先着順に行う。ただし、受け付けた申請に係る補助金の合計額が予算の範囲を超えたときは、当該超過した申請分以降の申請を受理しないことができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、交付の決定をしたとき及びこれに条件を付けたときは、速やかに知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書(第4号様式)により、その決定内容及びこれに付けた条件を申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項に規定する申請の取下げ期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から30日以内とし、その旨を記載した書面を市長に提出しなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(計画変更の承認)

第11条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金計画変更申請書(第5号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金の額を変更せず、かつ、次に掲げる変更であるときは、変更内容を記載した書面の提出をもって承認したものとみなす。

(1) 経費の配分の変更が、経費の能率的使用に資するものであり、かつ、補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、経費の目的の実質的変更がなく、当該経費の20パーセント以内の変更

(2) 補助目的達成のための弾力的運用に伴う事業内容の変更

2 市長は、前項の規定による申請に伴う補助金交付決定額の増額はしないものと

する。

(変更決定の通知)

第12条 市長は、計画変更を承認したときは、速やかに知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金変更交付決定通知書(第6号様式)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業遅延の報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、その理由が明らかとなる事由を記載した書面を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して20日を経過した日又は当該年度の3月15日(開庁日に限る。)のいずれか早い期日までに、知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金実績報告書(第7号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置に係る領収書の写し
- (2) 設置した防犯カメラの現況写真
- (3) 設置した防犯カメラにより撮影された画像を印刷したもの

(額の確定)

第15条 市長は、交付すべき補助金の額を確定したときは、知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金確定通知書(第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(交付)

第16条 補助金は、額の確定後に交付する。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付請求書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、補助金を交付した者が、交付の条件に違反したとき又は不正の手段により交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができ

る。

(財産処分の制限)

第18条 規則第23条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている期間又はそれに準ずるものと認められる期間とする。

(委任)

第19条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、現に補助金の交付決定を受けた補助事業に係る規定については、同日後も、なおその効力を有する。

第1号様式（第6条関係）

知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話 番 号

年度において防犯カメラ設置事業を行うため、次のとおり知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金の交付を申請します。

交 付 申 請 額			円
設 置 場 所			
事 業 期 間	着工予定日	年 月 日	
	完了予定日	年 月 日	
総 事 業 費			円
補 助 対 象 経 費			円
添 付 書 類	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置する防犯カメラの概要が分かる書類</li> <li>2 補助対象経費が分かる見積書の写し</li> <li>3 防犯カメラの設置場所の現況写真及び見取図</li> <li>4 防犯カメラの適正運用に関する誓約書（第2号様式）</li> <li>5 市税等公簿閲覧承諾書（第3号様式）</li> <li>6 防犯カメラの設置に係る住宅所有者の同意書（所有者本人が申請する場合は不要）</li> <li>7 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類</li> </ol>		

## 防犯カメラの適正運用に関する誓約書

知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金の交付を受けて設置する防犯カメラの運用に関し、下記の事項を遵守することを誓約します。

### 記

- 1 隣接する公共空間から見やすい位置に、防犯カメラを設置していることを表示します。
- 2 画像データは外部に流出することのないよう、その取扱いには細心の注意を払い、画像データの不必要な複製や加工は行いません。
- 3 画像データ及び画像データから知り得た情報は、犯罪抑止の目的以外ではこれを使用せず、特定の個人、住宅等を撮影し、プライバシーを侵害することのないようにします。また、次の各号に該当する場合を除き、第三者への開示又は提供を行いません。
  - (1) 裁判官が発する令状や、法令に基づく文書による照会があった場合
  - (2) 市民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合
- 4 防犯カメラの設置及び運用に関して苦情や問合せを受けた場合は、誠実かつ迅速に対応します。
- 5 上記のほか、愛知県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に従い、適切な運用に努めます。

以上

年 月 日

知多市長 様

氏名（自署）

---

第3号様式（第6条関係）

## 市税等公簿閲覧承諾書

年 月 日

知多市長 様

住 所

氏 名

電 話 番 号

知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金の交付を受けるために必要な、住民登録資料、税務資料その他の公簿について、各関係機関に調査し、照会し、又は閲覧することを承諾します。



第4号様式（第8条関係）

知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付で交付申請のあったことについては、次のとおり  
交付決定したので、知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第8条の規定  
により通知します。

交 付 決 定 額	円
交 付 の 条 件	

第5号様式（第11条関係）

知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金計画変更申請書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で交付決定を受けた事業について、  
計画を変更したいので、次のとおり申請します。

変更後の補助金額	円
計画変更の理由	
計画変更の内容	

備考 「計画変更の内容」欄は、交付申請書に記載した事項又は添付書類に記載した事項について、変更前と変更後が比較対照できるように記載すること。

第6号様式（第12条関係）

知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金変更交付決定通知書

知多市 指令 第 号

年 月 日

様

知多市長 印

年 月 日付け計画変更申請書により、年 月 日付け  
知多市 指令 第 号で通知した交付決定について、次のとおり変更決定し  
たので、知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第12条の規定により  
通知します。

変更後の交付決定額	円
交付の条件	

第7号様式（第14条関係）

知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金実績報告書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け知多市 指令 第 号で補助金の交付決定を受けた事業が完了したので、次のとおり報告します。

交 付 決 定 額		円
事業期間	着 工 日	年 月 日
	完 了 日	年 月 日
	支払完了日	年 月 日
添 付 書 類	1 防犯カメラの設置に係る領収書の写し 2 設置した防犯カメラの現況写真 3 設置した防犯カメラにより撮影された画像を印刷したもの	

第 8 号様式（第 1 5 条関係）

知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金確定通知書

知 発第 号

年 月 日

様

知多市長

印

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第 1 5 条の規定により通知します。

交 付 決 定 額	円
確 定 額	円

第9号様式（第16条関係）

知多市家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付請求書

年 月 日

知多市長 様

申請者 住 所

氏 名

電 話 番 号

年 月 日付け知 発第 号で補助金額の確定を受けた補助事業について、次のとおり請求します。

請 求 金 額				円
確 定 額				円
振 込 口 座	金融機関名			
	店 名			
	預金の種類		口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			